

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊那覇駐屯地
第430会計隊長 本間 宏隆

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 (概要) : 小型ドーザ売払 (中古品及び不動産)
- (2) 規格及び数量 : 内訳書のとおり (積込みは業者で行うこと)
- (3) 引取 (引渡) 期限 : 代金納付の日から5日以内 (令和5年3月31日 (金) までに搬出)
- (4) 代金納付期限 : 令和5年3月31日 (金)
※代金納付に使用する納入告知書の交付に時間を要する場合がある。
- (5) 引取 (引渡) 場所 : 陸上自衛隊那覇駐屯地 (沖縄県那覇市鏡水679)

2 競争参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度の全省庁統一資格「物品の買受け」で「C」等級以上を有するもの。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 入札参加者心得及び契約条項を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨 (当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。) を入札書に付記するものとする。尚、誓約に関しては入札書提出をもって誓約事項に誓約したものとする。

3 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊那覇駐屯地第430会計隊契約班、西部方面隊ホームページ
(ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae>)

4 入札説明会

- (1) 日時：現物等の状況・確認については令和5年2月15日 (水) ～令和5年2月28日 (火) の間に11項 (12) に連絡し確認等を行うこと。未確認にて入札書提出の場合は、現場の状況及び現物を理解したものとして取り扱う。なお現物確認等における移動費用等 (旅費等) に関しては全て業者側の負担によるものとする。

5 競争入札の場所及び日時

- (1) 場所：陸上自衛隊那覇駐屯地 共用会議室（1号隊舎2階）
- (2) 日時：令和5年3月2日（木） 15時00分

6 保証金等

- (1) 入札保証金：免除
ただし、落札業者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除
ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 入札方法

入札書の記載については10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額を入札書に記載すること。（税込み価格を記載）

8 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札は無効とする。
- (2) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合。
- (3) 入札金額が予定価格に達しない場合には、再度入札を実施する。再度入札の日時は別示する。

9 落札決定方法

総額決定（消費税込）が予定価格以上の最高入札者を落札者とする。
（ただし、同価の場合は、抽選により決定）

10 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成する。

陸上自衛隊駐屯地標準契約書「不用物品売払契約条項」を適用する。又、「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」及び「中古品の売払いに関する特約条項」を付するものとする。

11 その他

- (1) 入札及び契約心得（4. 3. 24）を熟知の上参加すること。
- (2) 第2項第3号及び8号で示す、資格審査結果通知書（写）を3月1日（水） 13時までに提出するものとする。（FAX可）
- (3) 入札については郵送（手交）による入札のみ可とする。電話・FAXによる入札は認めない。また、郵便により入札に参加する場合は、送付する封筒に必ず「（入札日時、入札件名） 入札書在中」と記載し、3月1日（水） 13時までに必着するように郵送し会計隊まで必ず電話連絡をすること。手交については入札開始時刻前までに提出するものとする。新型コロナ蔓延防止のため、極力郵便入札参加にご協力よろしくお願いします。
- (4) 入札に関する事項について委任を受けた者は入札前に委任状を提出すること。
- (5) 当該売払車両及びその部品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となります。
- (6) 市場調査価格を令和5年3月1日（水） 13時まで提出するようにご協力をお願いいたします。
- (7) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (8) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。

- (9) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (10) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (11) その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒901-0192 沖縄県那覇市鏡水679番地
陸上自衛隊那覇駐屯地第430会計隊契約班 担当：首藤（しゅとう）
TEL 098-857-1155（内線2404）・FAX 098-857-1167
- (12) 内訳書の内容及び現場確認に関する問い合わせ先
陸上自衛隊那覇駐屯地第51普通科連隊 担当：石原
TEL 098-857-1155（内線2438）